

平成17年度 包括外部監査結果報告書 指摘事項

項目	指摘事項	担当部署	措置状況・理由	対応区分
P167 L28 健康づくり事業の効果についての結論	<p>利用状況については、公平性についての利用者の偏在を解消する必要がある。</p> <p>また、費用対効果については、医療費の削減効果については、成り立たない。</p> <p>結論として、現状では市税を投じて行う事業としては、公平性及び効率性に欠けていると判断せざるを得ない。</p>	健康づくり課	<p>くらしき健康福祉プラザ健康づくり事業では、プラザからの距離が遠い方にも事業を利用していただくため、様々な機会や方法を通して事業のPRをするとともに、「お出かけ運動教室」や「出前健康教室」を市内全域において実施するようにいたしました。平成29年度の「お出かけ運動教室」は約3,500人、「出前健康教室」は約1,700人に利用していただいております。くらしき健康福祉プラザ以外の事業を拡充することで利用者の偏在を解消してまいりました。</p>	措置済
P182 L26 総合評価	<p>健康づくり事業は利用者が地域的に偏在しており公平性に問題がある。また、利用者一人当たり年間5万円の負担となり、費用対効果に疑問がある。</p>	健康づくり課	<p>また、くらしき健康福祉プラザを拠点にし、広く市民に健康で活力のある生活を送れるよう長期かつ広範に事業展開することで、日常生活の中で運動実践の重要性、食事・休養の必要性を周知することができ、利用者の生活習慣が改善されるなどの効果が見られております。その結果、健康寿命の延伸や医療費の削減にも繋がると考えています。</p>	措置済

(公表日:平成31年1月30日 通知日:平成31年1月28日 法第51号)